上天草市地域活動支援センターⅢ型業務委託料について

上天草市地域活動支援センターⅢ型業務（以下「地活Ⅲ型業務」とする。）の委託料に関する取扱いは、下記のとおりとしますので、御了知の上取扱いに遺漏のないようお願いします。

記

１　市からの地活Ⅲ型業務委託料（以下「委託料」とする。）に係る基本的な考え方について

（１）委託料は収支の管理を行い、経理に関する帳簿類等必要な書類を整備すること。

委託料を超える支出があった場合であっても、事業に必要な経費として支出した総額を市に報告できるよう管理すること。

なお、今後の地活Ⅲ型業務運営費の予算計上に際しての参考とするため、漏れなく記載すること。

（２）地活Ⅲ型業務の人件費について

ア　委託料の執行に際しては、地活Ⅲ型業務仕様書に記載している「４　事業の人員配置」の事項を遵守し、各法人で適正な執行に努めること。

なお、委託料の収支において人件費や賃金の対象となるのは、地域活動支援センター（以下「センター」とする。）の従事職員であるため、必ず従事職員として届出を行うこと。

イ　委託料の人件費として充てられるものは、給料（基本給、手当、一時金）、法定福利費（社会保険料や労働保険料等の本人負担分）とする。

ウ　委託料は、仕様書に示しているとおり、各年度の5月と10月に委託料の2分の1を支払うこととする。

なお、年度末の委託業務終了後、収支精算書により精算を行い、支出が契約金額を下回る場合は、差額を市へ返還すること。

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和5年度  （2023年度） | 令和６年度  （2024年度） | 令和７年度  （2025年度） | 令和８年度  （2026年度） | 令和９年度  （2027年度） |
| 委託料 | 5,555,000 | 5,555,000 | 5,555,000 | 5,555,000 | 5,555,000 |

※上表の委託料は見積上限額であり、人件費及び事務費の合計額である。

　　※実際に精算を行う上限額は、契約金額とする。

（３）センター配置職員に欠員が生じた場合の委託契約上の取り扱いについて

仕様書に基づき、職員配置を行うことが原則であるが、やむを得ない事情で欠員となる場合は、速やかに後任職員を配置すること。

欠員となった際の委託料人件費については、欠員期間の初日が属する月の翌々月1日（欠員期間の初日が1日の場合は、欠員期間の初日が属する月の翌月1日）を返還基準日とし、返還基準日以降の毎月月末時点で配置できない場合に、事業委託料の人件費上限額から月単位で減額することとする。3月末の委託業務終了後、収支決算書により精算を行い、欠員期間の委託料を市へ返還すること。

欠員期間の初日から返還基準日の前日までの期間については、職員募集や法人内の配置換え等により人員確保に努める期間（以下、「人員確保期間」という。）とし、返還を求めない。

【例① 1/10退職、5/10配置、1/11～5/9欠員期間の場合（前年度から受託法人継続）】

人員確保期間：1/11～2/28

返還基準日：3/1

返還期間：3月分（3/31時点で未配置）と4月分（4/30時点で未配置）

２　地活Ⅲ型業務収支決算書について

上天草市地域活動支援センターⅢ型業務等委託契約書に基づき、履行期間の業務終了後1か月以内に仕様書に添付している収支精算書を作成し提出すること。委託料の精算に使用する重要な財務書類になるため、正確かつ速やかに提出すること。

なお、備考については出来るだけ簡潔に主な項目及び品目名を記載すること。

ただし、金額等を詳細にわたり記載する必要はない。

３　委託料の事務費について

（１）事務用品等、センター業務に必要な程度のものであること。

（２）その他必要に応じて使途を検討すること。なお、他の事業との共用部分を事務費として計上する場合には、使用頻度等により按分することとし、各事業の指定基準等を満たす必要があるため注意すること。

（３）支出については、事務費の範囲内で別の費目に充当することを可能とすることとする。

ただし、家賃代については、家賃に係る費用以外への充当は認められないため、年間の家賃額に応じて精算することとする。

なお、その他の事務費を家賃代に充当することは可能とする。

（４）委託料のうち事務費の対象とならないもの、認められないものは以下のとおりとする。

ア　改造・工事経費

施設の増改築や改造を行う工事経費は、原則認められない。

イ　備品関係

センターに不相応な高額な机や椅子等の家具類。フリースペースとしてソファーを検討する場合は、市に相談すること。

また、バイク及び軽自動車等のリース経費についても、リース契約満了後無償譲渡等により資産の増加が見込まれるものは認めない。

ウ　食糧費

弁当代、ミネラルウォーター及び飲食を伴う行事の経費などは利用者が負担するものであるため認められない